

# 令和6年度 犬・猫にマイクロチップを 装着する費用の一部補助について

福岡市では、犬猫へのマイクロチップの装着を推奨しています。

装着する場合、**1,500 円** の補助が受けられます！

## 補助の内容

- ・**補助金額：1頭につき1,500円**（施術費用が1,500円未満の場合は支払った額）
- ・対象動物：福岡市民が福岡市内で飼育する犬および猫
- ・募集頭数：**100頭（先着順）**

## 申込方法

【募集期間】 **令和6年7月1日から11月30日まで**

※募集期間であっても、募集頭数に達し次第、締め切りとなります。

【申込方法】 持参、郵送（当日消印有効）、FAX、電子メール

【必要書類】 福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金交付申請書（1頭につき1枚）  
申請書は「わんにゃんよかネット」新着情報からダウンロードできます。→

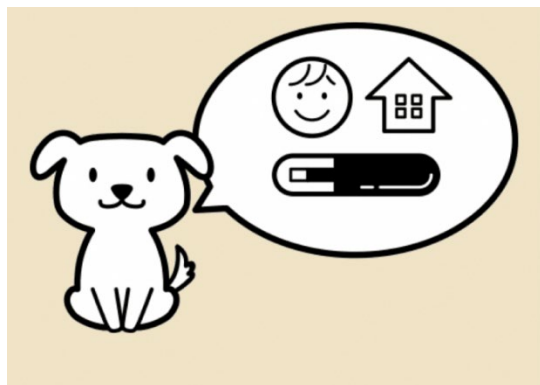
【申込先】 福岡市家庭動物啓発センター



## 補助の条件など

※詳しくは裏面をご確認ください。

- ・福岡市内にお住いの20歳以上の個人の方 ※動物取扱業者は対象外
- ・交付にあたり、**市税の滞納がないこと、暴力団関係者ではないこと**の確認をさせていただきます。
- ・**補助決定前に装着された場合は対象外ですので、必ず装着前に申請をお願いします。**



## マイクロチップ装着のお願い

令和4年6月1日から、販売される犬猫にはマイクロチップの装着が義務化されました。

現在飼育している犬や猫への装着は努力義務ですが、**迷子や災害、盗難、事故等で飼い主と離ればなれになった時に飼い主のもとへ戻れるよう、マイクロチップの装着と飼い主情報の登録をお願いします。**

## 申込み・問い合わせ先

福岡市家庭動物啓発センター 〒819-0005 福岡市西区内浜1-4-22  
TEL:092-891-1231（ガイダンス3番） FAX:092-891-1259  
E-mail dobutsukanri.PHB@city.fukuoka.lg.jp

## 手続きの流れ

- ① 申請書を家庭動物啓発センターに提出。
- ② 審査後、1か月程度で必要な書類（補助金交付決定通知、実績報告書など）が届きます。
- ③ **福岡市内の動物病院でマイクロチップを装着（②の書類が届いてから令和7年1月末まで）**  
（動物病院で、装着費用が確認できる領収書を発行してもらってください）

**※MCを装着した場合は、環境省への登録が必要です！**

- 30日以内に「犬と猫のマイクロチップ情報登録」への登録手続きを行ってください。
- 登録情報に変更が生じた場合は、変更登録または変更事項の届出が必要です。

- ④ 実績報告書を家庭動物啓発センターに提出。

※添付書類 (1) 動物病院発行の領収書の写し

(2) 環境省へのマイクロチップ情報の登録証明書または登録申請書の写し

- ⑤ 福岡市より指定の口座に補助金が振り込まれます。

## マイクロチップについて

マイクロチップは直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形で、外側に生体適合ガラスを使用した電子標識器具です。15桁の数字が記録されており、この番号を専用の読み取り機で読み取ることができます。

一度埋め込むと脱落する恐れがほとんどなく、ペットが迷子になった場合でも、動物愛護管理センターや動物病院などに設置している読み取り機で番号を確認することで、データ登録されている飼い主がわかります。



## マイクロチップ情報の登録

- **マイクロチップを装着した場合は、環境省へ飼い主情報を登録する必要があります！**
  - 30日以内に「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に必ず登録手続きを行ってください。
  - 登録情報に変更が生じた場合は、変更登録または変更事項の届出が必要です。

### 【犬と猫のマイクロチップ情報登録 問い合わせ窓口】

環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館23階

TEL : 03-6384-5320 E-mail : [info@mc.env.go.jp](mailto:info@mc.env.go.jp)

